

四半期報告書

(第151期第2四半期)

自 平成28年7月1日

至 平成28年9月30日

ＴＯＴＯ株式会社

(E01138)

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1. 事業等のリスク	3
2. 経営上の重要な契約等	3
3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	11
1. 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4) ライツプランの内容	13
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(6) 大株主の状況	13
(7) 議決権の状況	14
2. 役員の状況	14
第4 経理の状況	15
1. 四半期連結財務諸表	16
(1) 四半期連結貸借対照表	16
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 四半期連結損益計算書	
第2 四半期連結累計期間	18
四半期連結包括利益計算書	
第2 四半期連結累計期間	19
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	20
注記事項	22
(追加情報)	22
(四半期連結損益計算書関係)	22
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	22
(株主資本等関係)	23
(セグメント情報等)	24
(1株当たり情報)	26
(重要な後発事象)	26
2. その他	26
第二部 提出会社の保証会社等の情報	27

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月11日
【四半期会計期間】	第151期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	TOTO株式会社
【英訳名】	TOTO LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 喜多村 円
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号
【電話番号】	北九州 093 (951) 2105
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・経理本部長 田口 智之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号（汐留ビルディング） TOTO株式会社 東京総務部
【電話番号】	東京 03 (6836) 2002
【事務連絡者氏名】	東京総務部長 木下 康輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第150期 第2四半期 連結累計期間	第151期 第2四半期 連結累計期間	第150期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	272,254	265,908	567,889
経常利益 (百万円)	21,624	18,413	46,764
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	17,727	12,343	35,723
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	19,908	△8,883	14,598
純資産額 (百万円)	295,224	270,165	285,522
総資産額 (百万円)	522,324	505,042	536,265
1株当たり四半期(当期)純利 益 (円)	105.33	72.98	212.03
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	105.03	72.79	211.44
自己資本比率 (%)	54.6	52.0	51.5
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	22,751	20,614	58,695
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△14,423	△14,011	△29,952
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△8,277	△10,772	△15,053
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	84,068	80,119	94,089

回次	第150期 第2四半期 連結会計期間	第151期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	75.49	47.22

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には消費税等は含まれていません。
3. 「1株当たり四半期(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」の算定上、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。当第2四半期連結累計期間においては、従業員E S O P信託は終了しているため、信託口が所有する当社株式はありません。
4. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり四半期(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」を算定しています。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

（1）業績の状況

①当第2四半期連結累計期間の状況

当第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）におけるわが国の経済は、弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続きました。また、世界経済はアジア新興国等において弱さが見られるものの、全体としては緩やかな回復が続きました。

このような事業環境の中、当社グループは引き続き、創立100周年を迎える平成29年（2017年）に向けた長期経営計画「TOTO Vプラン2017」（以下「Vプラン2017」という）及び、平成26年度からスタートした4カ年の中期経営計画に基づき、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸で活動を推進しました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が2,659億8百万円（前年同四半期比2.3%減）、営業利益が195億2千2百万円（前年同四半期比2.4%減）、経常利益が184億1千3百万円（前年同四半期比14.9%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益が123億4千3百万円（前年同四半期比30.4%減）と、為替の影響等により減収減益となりました。（為替影響を除けば増収増益）

総資産は、前連結会計年度末に比べ、312億2千3百万円減少しました。主な内容は、現金及び預金が150億2千9百万円の減少、受取手形及び売掛金が103億5百万円の減少、投資有価証券が39億4千8百万円の減少、商品及び製品が23億2千1百万円の減少となっています。

また、負債は、前連結会計年度末に比べ、158億6千6百万円減少しました。主な内容は、支払手形及び買掛金が50億9千4万円の減少、その他流動負債に計上しているコマーシャル・ペーパーが30億円の減少、退職給付に係る負債が25億5千2百万円の減少となっています。

②セグメントの業績

セグメントごとの売上高については、外部顧客への売上高を記載しています。

a. グローバル住設事業

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が2,562億4千9百万円（前年同四半期比2.5%減）、営業利益が218億9千8百万円（前年同四半期比0.1%増）となりました。

<日本住設事業>

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が2,005億3千4百万円（前年同四半期比1.4%増）、営業利益が117億3千4百万円（前年同四半期比11.3%増）となりました。

当社グループにおいては、リモデル・新築分野、共に伸長しました。商品面では、特に「ネオレスト」を中心としたウォシュレット一体形便器やユニットバスなどの売上が順調に推移しました。

TOTO、DAIKEN、YKK AP（以下「TDY」という）では、引き続き快適性と環境配慮を両立するリフォーム「グリーンリモデル」を推進しています。

平成28年7月、「TDY高松コラボレーションショールーム」をオープンしました。四国では初めてのコラボレーションショールームとなります。各社が連携した充実の空間展示とコンサルティングで、環境に配慮しながら快適な暮らしを実現する「グリーンリモデル」を提案し、暮らしの価値を高めるリモデルをお客様に提供していきます。

- 平成28年8月、システムキッチン「クラッソ」を6年ぶりにフルモデルチェンジし、「ザ・クラッソ」として新発売しました。日本の住宅における「キッチンとリビングの調和」を図るため、シンプルで凹凸のないデザインで構成、さらに従来機能を進化させ、「デザインと機能の美しい融合」を実現しました。

<中国・アジア住設事業>

(中国)

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が270億8千9百万円（前年同四半期比15.8%減）、営業利益が68億5千万円（前年同四半期比17.2%減）と、為替の影響等により減収減益となりました。（為替影響を除けば増収増益）

当社グループにおいては、一級都市を始めとする都市部を中心に市場環境や消費者の購買行動の変化などに注視しつつ、高級ブランドとしての強みを活用し、事業活動を推進しています。

また、中国国内の長期的な市場成長による需要増に対応するため、効率的な生産・最適な供給体制の構築を進めています。

- ・ウォシュレットは、新商品の投入や積極的なプロモーションが奏功し、売上が着実に伸びています。増加している訪日観光客へのウォシュレットの訴求機会を増やし、確実に中国本土での購買につなげるよう活動を強化しています。

(アジア・オセアニア)

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が128億4千万円（前年同四半期比14.9%減）、営業利益が27億2千2百万円（前年同四半期比4.4%増）となりました。

アジア・オセアニア地域では、世界の供給基地としてベトナム、タイでの生産体制を充実させると共に、新興国市場での販売力を強化しています。台湾、ベトナムでは、高級ブランドとしての認知が確実に進んでおり、その強みを活かした事業活動を推進しています。

- ・台湾では、新築住宅着工に依存しない販売体制確立に向け、積極的なプロモーションの展開により、ウォシュレットの拡販に努めています。
- ・ベトナムでは、市場の成長に合わせて、5スターホテルや高級コンドミニアムなどの著名物件や、個別散在物件の受注強化のため、販売網の強化やアフターサービス体制の整備に取り組んでいます。
- ・タイでは、新たな販売及び生産体制のもと、高付加価値商品の提案を軸とする販売網を構築し、著名物件への採用活動強化により、高級ブランドのイメージ浸透を図っています。

<米州・欧州住設事業>

(米州)

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が138億2千8百万円（前年同四半期比11.0%減）、営業利益が8億8千万円（前年同四半期比21.7%増）となりました。

当社グループにおいては、中高級市場におけるトップメーカーとしての商品優位性や価値伝達によって、ブランド価値を高め、競合他社との差別化を図っています。

- ・高い節水性能（洗浄水量3.8L）の節水便器や「ネオレスト」、ウォシュレットなど、差別化商品の投入や、販売代理店の店頭における展示の拡充を進めています。また、新規ルートの開拓も積極的に進めています。これにより、水まわり空間におけるTOTOブランドの存在感を高めるべく、拡販を図っています。
- ・平成28年9月、米国の旗艦ショールームとなる「TOTO Corporate Gallery」をニューヨークにオープンいたしました。海外直営ショールームを通しTOTO独自の技術を広く世界のお客様に発信してまいります。

(欧州)

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が19億5千5百万円（前年同四半期比10.3%減）、営業損失が2億8千8百万円（前年同四半期は営業損失2億7千4百万円）となりました。

欧州では、ドイツ、フランス、イギリスを中心に、販売チャネルの構築を進めており、代理店のショールームでは、当社の商品の展示が進んでいます。また、「ネオレスト」などの節水性能とデザイン性の高い商品を市場投入することによって他社との差別化を図り、著名なホテルや商業施設に納めることでTOTOブランドの存在感をアピールしています。

- ・販売代理店におけるショールーム展示の質の向上や、新規チャネルの開拓・拡大に注力しています。また、ブランド認知の向上により、5スターホテルなどの高級現場における商品の採用が進んでいます。

б. 新領域事業

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が9億5千270万円（前年同四半期比1.3%増）、営業損失が1億7千300万円（前年同四半期は営業損失1億9千400万円）となりました。

当社のオンリーワン技術を活かした「セラミック事業」、環境浄化技術「ハイドロテクト」による建材や塗料などを展開する「環境建材事業」を「新領域事業」として、事業活動を推進しています。

<セラミック事業>

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が5億2千130万円（前年同四半期比5.5%増）、営業利益が2億2千200万円（前年同四半期比22.8%減）となりました。

新型メモリ向け静電チャックと有機ELパネル向け構造部材が牽引し、前年比で売上が増加しました。利益面では、お客様基点の体質強化の効果と共に利益改善が進んだ一方で、為替の影響等により減益となりました。

オンリーワン技術を活かした構造部材、静電チャックや光通信部品などの高機能・高精密セラミックス部品に特化し、全社横断の革新活動「デマンドチェーン革新」を推進することにより、最適な生産体制の整備を進めています。

<環境建材事業>

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が4億3千130万円（前年同四半期比3.4%減）、営業損失が3億9千600万円（前年同四半期は営業損失4億8千200万円）となりました。

住宅会社向け外壁商品の取引先住宅着工の減少に伴い、売上高は減収となりましたが、戦略商品である内装防汚陶板「ハイドロセラ」の売上伸長や生産体制強化による利益改善などが進み営業損益は改善しました。

「ハイドロテクト」は、光触媒を利用して光や水の力で地球も暮らしもきれいにする環境浄化技術であり、技術ブランドです。既に多くのお客様にご活用いただいております。また、建物の外壁から室内の壁や床まで様々な製品に利用されています。また、事業戦略も国内中心から海外へと拡大させ、業種を横断したパートナーシップをグローバルに広げ、「ハイドロテクト」の普及と共に環境貢献を進めています。

- 平成28年9月、大型磁器質陶板「HYDROSOLID（ハイドロソリッド）」の新シリーズ「MUKU」「SUZU」を発売しました。このシリーズから日本国内生産を開始し、自社生産による品質管理、安定供給を強みとしてお客様のニーズにお応えしていきます。

③その他

<全般>

TOTO創立100周年記念事業「TOTOミュージアム」来館者累計10万人を達成

- ・平成28年9月、TOTOミュージアムは平成27年8月のオープン以来、約1年で累計の来館者数が10万人を突破しました。今後もお客様、地域の方々、及びお取引先様との接点の場として、また創立の地「小倉」から世界へTOTOブランドを発信するランドマークとして魅力ある施設を目指します。

<社外からの評価について>

「FTSE4Good Index Series」(フツィ・フォー・グッド・インデックス・シリーズ)に初選定

- ・平成28年8月、社会的責任投資(SRI)の世界的指数である「FTSE4Good Index Series」の構成銘柄に初めて選定されました。

「DJSI World Index (ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス)」に6年連続で選定

- ・平成28年9月、世界的な社会的責任投資の指標である「Dow Jones Sustainability Indices (DJSI) World」に6年連続で選定されました。平成28年度は、世界の大手企業約2,500社の中から315社、日本企業からはTOTOを含む26社が選ばれています。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末の940億8千9百万円に比べ、139億6千9百万円減少し、801億1千9百万円(対前年同四半期△39億4千9百万円)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動による資金の増加は、206億1千4百万円(対前年同四半期△21億3千7百万円)となりました。

これは、税金等調整前四半期純利益183億7千6百万円、減価償却費92億4千5百万円、売上債権の減少額83億4千万円等による資金の増加と、法人税等の支払額65億3千2百万円、たな卸資産の増加額48億8千万円、仕入債務の減少額39億4千万円等による資金の減少によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動による資金の減少は、140億1千1百万円(対前年同四半期+4億1千1百万円)となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出143億9千万円、無形固定資産の取得による支出15億8千2百万円等による資金の減少と、有形固定資産の売却による収入14億9千9百万円等による資金の増加によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動による資金の減少は、107億7千2百万円(対前年同四半期△24億9千5百万円)となりました。

これは、長期借入金の返済による支出180億4千1百万円、コマーシャル・ペーパーの償還による支出120億円、配当金の支払額57億5千万円等による資金の減少と、短期借入金の純増加額166億円、コマーシャル・ペーパーの発行による収入90億円等による資金の増加によります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

[株式会社の支配に関する基本方針について]

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の支配に関する基本方針について取締役会において次のとおり決議しています。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業特性、並びに当社の企業価値の源泉を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることができる者であることが必要と考えています。

当社は、大正6年の創業以来、一貫して「社会の発展への寄与」を理念とする経営を行ってまいりました。水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化創造にあたっては、たゆまぬ研究開発と市場開拓を行い、必要な設備や人材育成に長期的投資を行うことによって、日本市場の中で、「環境配慮」を実現する節電・節水技術の開発、「清潔・快適」「ユニバーサルデザイン」を実現する素材開発、「安心・信頼」を実現するビフォア・アフターサービス体制等、総合的な事業活動による価値の創造と提供を図ってまいりました。現在では、日本市場で築いた事業モデルを活かし、米州・アジアをはじめとする世界の水まわり市場の積極開拓により、一層の価値向上を図る一方、日本の水まわり市場において確固たる地位を築いたことによる供給責任にも応えています。創業以来長きにわたり、広く社会の発展に寄与し続けたことが、現在の当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながっています。

当社は、公開会社として、当社株券等を保有する株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様への期待に応え続けるためにも、これまでに築いた当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことなく、長期にわたって持続的に向上させていくことが必要と考えています。

そこで、特定の者又はグループによって当社株券等の大量買付行為が行われた場合には、これまで当社の企業価値を支えていただいた株主の皆様のために、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの判断材料の提供と検討期間を確保すると共に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資しないと判断される場合には一定の対抗措置を講じることができるよう大量買付行為に関する対応方針を定めておくことが必要と考えています。

②基本方針の実現に資する取組み

(i) 社是・企業理念及び中長期経営計画

当社グループは、社是「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、水まわりを中心とした、豊かで快適な生活文化を創造し、お客様の期待以上の満足を追求し続けることで、社会の発展に貢献します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しています。当社の企業価値の源泉は、①高品質な製品を提供し続けてきた高度な生産技術力、②ユニットバス・ウォシュレット等の新たな生活文化の創造に寄与する商品やネオレスト・ハイドロテクト等の環境配慮商品を創造してきた研究開発力、③お客様の多様なニーズにきめ細やかに対応できる高品質かつ豊富な商品群、④お客様に安心・安全・信頼の証として認知された企業ブランド、⑤取引先との良好かつ長期的なパートナーシップに基づく販売力、⑥前記①～⑤の維持・発展を担う従業員等にあります。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるため、創立100周年を迎える平成29年(2017年)における当社の目指す姿と、その実現に向けた戦略フレームを示した長期経営計画「Vプラン2017」を策定し、グループを挙げて取り組みを推進しています。

「Vプラン2017」では、当社が目指す姿として、『「世界中のお客様」に新しい「まいにち」を提供し、これからも必要とされ続ける存在として「真のグローバル企業」になる』ことを掲げています。

その戦略フレームは、コーポレート・ガバナンスの強化、「国内住設」「海外住設」「新領域」の3つの事業軸と、3つの全社横断革新活動「マーケティング革新」「デマンドチェーン革新」「マネジメントリソース革新」の推進です。

これらの事業活動を「TOTOグローバル環境ビジョン」を推進エンジンとして、グループを挙げて取り組んでいます。なお、平成28年度より、グローバル視点で住設事業を一本化し、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸でさらに強化して推進しています。

平成29年度の経営計画目標は、連結売上高6,500億円、連結営業利益610億円、ROA10%以上(営業利益ベース)、ROE10%以上(純利益ベース)です。事業の成長及び収益力の向上面では、お客様の期待以上の満足を得ることのできる魅力ある商品とサービスを提供し続けること、並びに継続的なコストリダクションと生産性向上により、安定的かつ永続的な成長を目指します。また、資産の効率的な運用の面では、資産の流動化や負債の圧縮などにより財務体質のスリム化を図り、企業価値の最大化を目指します。

(ii) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の客観性・透明性を高め経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し企業価値を永続的に拡大することが企業経営の要であると考えています。そのために、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

(a) 取締役及び取締役会

取締役全員で構成する取締役会は、全社・全グループ最適視点の意思決定を行うことはもちろんのこと、ステークホルダー最適視点の意思決定、及び取締役相互の職務執行監督を行っています。

また、自らの業務執行を実践していくために、取締役会議長及び社外取締役以外の取締役は執行役員を兼任しています。(取締役兼執行役員)

社外取締役に当社は当社グループが目指す経営を実践している先進企業の経営経験者を招聘しています。社外取締役は経験豊富な経営者としての高い知見に基づき、経営全般について様々な助言と提言を行っています。また、取締役の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

(b) 監査役及び監査役会

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

(c) 報酬諮問委員会・指名諮問委員会

イ) 報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、取締役の基本報酬・年次賞与・株式報酬型ストック・オプションの決定プロセスと配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることの確認並びにその活動を通じて取締役報酬の妥当性・客観性確保に資することを目的として設置しています。

委員は過半数を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員5名を含む社外委員6名と、社内委員として代表権をもたない取締役1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

ロ) 指名諮問委員会

指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。

委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員5名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役社長執行役員としています。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

大量買付行為に際して、株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大量買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大量買付者から提供される情報のみならず、当該行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の必要かつ十分な情報、及び当該大量買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えています。

そこで、当社は、大量買付行為が行われた場合に、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの判断材料の提供と検討期間を確保することを目的として、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針」(買収防衛策、以下、「本プラン」という)を導入しています。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請すると共に、係る手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、係る手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、係る大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て(会社法第277条以下に規定されています。)の方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるといふものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」という)には、(i)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様が当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されています。

④本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、以下の理由から上記③の取り組みが当社の上記①の基本方針及び企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(i) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

(ii) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的とするものです。

(iii) 株主意思を重視するものであること

(a) 本プランの更新にあたっては、定時株主総会において株主の皆様への承認をお諮りします。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(b) 本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の決定を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から必要かつ相当であると判断した場合には、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様への意思を確認することとしています。

(iv) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会は、当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者により構成されます。

加えて、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐと共に、特別委員会の判断の概要については適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(v) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止できる仕組みを確保しています。

(vi) 外部専門家等の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、取締役会及び特別委員会が、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び特別委員会による判断の公正性及び客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(vii) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができることとしており、デッド・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができずその発動を阻止するのに時間が掛かる買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、95億6百万円です。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	176,981,297	176,981,297	株東京証券取引所 (市場第一部) 株名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数 100株
計	176,981,297	176,981,297	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成28年6月29日
新株予約権の数(個)	43(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,500(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月21日 至 平成58年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (注4) ① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に拘わらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合（ただし、(ii)については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権が交付される場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (i) 新株予約権者が平成57年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成57年7月21日から平成58年7月20日
- (ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
別途決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日	—	176,981	—	35,579	—	29,101

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	15,091	8.53
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,041	6.24
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サ ービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイラ ンドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	10,358	5.85
TOTO株式会社	北九州市小倉北区中島二丁目1番1号	7,835	4.43
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,393	3.05
STATE STREET BANK AND TRU ST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インター シティA棟)	3,742	2.11
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,087	1.74
野村信託銀行株式会社(投 信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	2,954	1.67
積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	2,671	1.51
日本特殊陶業株式会社	名古屋市瑞穂区高辻町14番18号	2,547	1.44
計	—	64,724	36.57

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 7,835,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 168,885,500	1,688,855	—
単元未満株式	普通株式 260,597	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	176,981,297	—	—
総株主の議決権	—	1,688,855	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株含まれています。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数35個が含まれています。

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
TOTO株式会社	北九州市小倉北区 中島二丁目1番1号	7,835,200	—	7,835,200	4.43
計	—	7,835,200	—	7,835,200	4.43

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	79,053	64,023
受取手形及び売掛金	97,689	87,383
有価証券	21,000	21,000
商品及び製品	41,667	39,345
仕掛品	10,072	12,660
原材料及び貯蔵品	12,686	13,071
その他	17,516	15,730
貸倒引当金	△302	△228
流動資産合計	279,383	252,987
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	68,008	70,247
土地	29,424	27,826
その他（純額）	67,075	66,581
有形固定資産合計	164,508	164,656
無形固定資産		
のれん	224	157
その他	15,202	14,626
無形固定資産合計	15,427	14,783
投資その他の資産		
投資有価証券	54,774	50,825
その他	22,458	22,043
貸倒引当金	△285	△254
投資その他の資産合計	76,946	72,614
固定資産合計	256,882	252,054
資産合計	536,265	505,042

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	75,765	70,671
短期借入金	24,637	23,113
未払法人税等	3,830	1,677
役員賞与引当金	205	72
製品点検補修引当金	226	214
事業再編引当金	821	778
その他	71,001	66,833
流動負債合計	176,488	163,361
固定負債		
長期借入金	3,963	3,850
退職給付に係る負債	67,746	65,193
その他	2,545	2,472
固定負債合計	74,255	71,515
負債合計	250,743	234,877
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,579	35,579
資本剰余金	29,216	29,216
利益剰余金	212,255	218,846
自己株式	△14,492	△14,489
株主資本合計	262,558	269,152
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,006	10,691
為替換算調整勘定	13,726	△4,900
退職給付に係る調整累計額	△13,265	△12,535
その他の包括利益累計額合計	13,467	△6,744
新株予約権	539	611
非支配株主持分	8,957	7,144
純資産合計	285,522	270,165
負債純資産合計	536,265	505,042

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	272,254	265,908
売上原価	167,468	162,455
売上総利益	104,786	103,453
販売費及び一般管理費	※ 84,780	※ 83,930
営業利益	20,006	19,522
営業外収益		
受取利息	992	698
受取配当金	674	778
持分法による投資利益	589	461
為替差益	9	—
その他	753	420
営業外収益合計	3,019	2,358
営業外費用		
支払利息	62	65
売上割引	612	630
固定資産除却損	404	892
為替差損	—	1,197
その他	321	681
営業外費用合計	1,401	3,467
経常利益	21,624	18,413
特別利益		
土地等売却益	3,831	32
投資有価証券売却益	12	163
会員権売却益	—	9
特別利益合計	3,843	205
特別損失		
土地等売却損	1	—
有価証券評価損	3	52
会員権評価損	4	4
減損損失	16	5
事業再編費用	419	180
特別損失合計	444	242
税金等調整前四半期純利益	25,023	18,376
法人税、住民税及び事業税	4,641	4,580
法人税等調整額	2,248	1,141
法人税等合計	6,889	5,721
四半期純利益	18,134	12,654
非支配株主に帰属する四半期純利益	406	311
親会社株主に帰属する四半期純利益	17,727	12,343

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
四半期純利益	18,134	12,654
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,125	△2,314
為替換算調整勘定	2,119	△19,297
退職給付に係る調整額	1,011	707
持分法適用会社に対する持分相当額	△230	△633
その他の包括利益合計	1,774	△21,538
四半期包括利益	19,908	△8,883
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	19,297	△7,867
非支配株主に係る四半期包括利益	611	△1,015

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	25,023	18,376
減価償却費	8,962	9,245
減損損失	16	5
有価証券評価損益 (△は益)	3	52
会員権評価損	4	4
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△44	△80
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△100	△133
製品点検補修引当金の増減額 (△は減少)	△7	△11
事業再編引当金の増減額 (△は減少)	77	△42
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	△907	△57
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△1,973	△1,437
受取利息及び受取配当金	△1,666	△1,476
支払利息	62	65
投資有価証券売却損益 (△は益)	△12	△163
会員権売却損益 (△は益)	—	△9
土地売却損益 (△は益)	△3,830	△32
固定資産除却損	404	892
売上債権の増減額 (△は増加)	6,829	8,340
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△6,415	△4,880
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,043	△3,940
その他	790	728
小計	25,174	25,443
利息及び配当金の受取額	1,999	1,768
利息の支払額	△64	△65
法人税等の支払額	△4,358	△6,532
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,751	20,614
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3,665	△3,176
定期預金の払戻による収入	2,089	3,473
短期貸付金の増減額 (△は増加)	0	△0
有形固定資産の取得による支出	△13,295	△14,390
有形固定資産の売却による収入	4,043	1,499
無形固定資産の取得による支出	△2,181	△1,582
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△1,034	△6
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	45	277
長期貸付金の回収による収入	12	8
その他	△437	△114
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,423	△14,011

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	16,600
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	15,000	9,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△18,000	△12,000
長期借入れによる収入	678	—
長期借入金の返済による支出	△924	△18,041
配当金の支払額	△4,374	△5,750
自己株式の取得による支出	△42	△5
その他	△614	△575
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,277	△10,772
現金及び現金同等物に係る換算差額	834	△9,800
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	884	△13,969
現金及び現金同等物の期首残高	83,183	94,089
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 84,068	※ 80,119

【注記事項】

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しています。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
発送費及び配達費	8,329百万円	7,896百万円
給料・賞与及び手当金	27,737	27,361
役員賞与引当金繰入額	66	72
退職給付費用	1,478	1,684
貸倒引当金繰入額	△16	△40

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	66,595百万円	64,023百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△5,526	△4,904
取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)	23,000	21,000
現金及び現金同等物	84,068	80,119

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月19日 取締役会	普通株式	4,396	13.0	平成27年3月31日	平成27年6月5日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金21百万円を含めています。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	5,073	15.0	平成27年9月30日	平成27年12月1日	利益剰余金

(注) 1. 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金22百万円を含めています。

2. 1株当たり配当額については、基準日が平成27年9月30日であるため、平成27年10月1日付の株式併合は加味していません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月20日 取締役会	普通株式	5,750	34.0	平成28年3月31日	平成28年6月8日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	5,750	34.0	平成28年9月30日	平成28年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					
	グローバル住設事業					
	日本住設事業	中国・アジア住設事業		米州・欧州住設事業		計
中国		アジア・オセアニア	米州	欧州		
売上高						
外部顧客への売上高	197,750	32,167	15,081	15,536	2,181	262,718
セグメント間の内部売上高又は振替高	5,031	9,852	8,094	42	16	23,037
計	202,782	42,020	23,176	15,578	2,197	285,755
セグメント利益又はセグメント損失(△)	10,543	8,277	2,606	723	△274	21,875

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	新領域事業			計				
	セラミック事業	環境建材事業	計					
売上高								
外部顧客への売上高	4,939	4,465	9,405	272,123	131	272,254	—	
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	409	409	23,447	24	23,472	△23,472	
計	4,939	4,875	9,814	295,570	156	295,727	△23,472	
セグメント利益又はセグメント損失(△)	287	△482	△194	21,680	63	21,744	△1,737	

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等です。

2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額△1,737百万円は、各セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究等に係る費用です。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					
	グローバル住設事業					
	日本住設事業	中国・アジア住設事業		米州・欧州住設事業		計
中国		アジア・オセアニア	米州	欧州		
売上高						
外部顧客への売上高	200,534	27,089	12,840	13,828	1,955	256,249
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,933	8,015	7,602	25	5	20,584
計	205,467	35,105	20,443	13,854	1,961	276,833
セグメント利益又はセグメント損失(△)	11,734	6,850	2,722	880	△288	21,898

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	新領域事業			計				
	セラミック事業	環境建材事業	計					
売上高								
外部顧客への売上高	5,213	4,313	9,527	265,776	131	265,908	—	265,908
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	703	703	21,287	24	21,312	△21,312	—
計	5,213	5,016	10,230	287,063	156	287,220	△21,312	265,908
セグメント利益又はセグメント損失(△)	222	△396	△173	21,725	69	21,795	△2,273	19,522

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等です。
 2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額△2,273百万円は、各セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究等に係る費用です。
 3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、グローバル視点で住設事業を一本化し、従来の「国内住設事業」と「海外住設事業」を、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」に変更しています。

なお、当該セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益 (円)	105.33	72.98
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	17,727	12,343
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	17,727	12,343
普通株式の期中平均株式数 (千株)	168,310	169,144
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 (円)	105.03	72.79
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	481	434
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 1. 「1株当たり四半期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」の算定上、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています(前第2四半期連結累計期間783千株)。当第2四半期連結累計期間においては、従業員E S O P信託は終了しているため、信託口が所有する当社株式はありません。

2. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり四半期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」を算定しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成28年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………5,750百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………34円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成28年12月1日

(注) 平成28年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月10日

TOTO株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堺	昌義	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芳野	博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子	一昭	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているTOTO株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、TOTO株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。